

令和6年12月18日
烏山総合支所
地域振興課

世田谷区立区民斎場「みどり会館」の利用範囲の拡大について

1 主 旨

世田谷区立区民斎場「みどり会館」は、区民の葬儀の場として設置され、区民の主催する葬儀に利用されているが、区民斎場を取り巻く状況の変化等から、近年、利用率が低迷している。そのため、区民の葬儀に支障のない範囲で葬儀以外の利用を開始し、令和7年度の試行を踏まえ、新たな指定管理者の選定を経て、令和8年度から本格実施し、施設の有効活用を図ることとする。

2 区立区民斎場「みどり会館」施設概要（別紙参照）

- (1) 所在地 世田谷区北烏山五丁目1番5号
- (2) 利用時間 午後4時30分～翌日午後4時
(使用申請受付窓口開設時間は午前9時～午後5時)
- (3) 休館日 1月1日および2日
- (4) 建物概要 構 造：鉄筋コンクリート構造
規 模：地上2階
延床面積：965.86㎡（共用部分を含む）
- (5) 指定管理者 (株)JA東京中央セレモニーセンター
- (6) 利用状況

年度	利用件数	利用率
令和5年度	288件	48%
4年度	364件	58%
3年度	317件	52%

※利用率の分母は利用可能枠数（一日に2件の会葬が可能なため稼働日の2倍）

3 区民斎場を取り巻く状況の変化

- ・区内には、民間の葬儀専用施設も整備され、「みどり会館」以外にも区民の葬儀の場の選択肢が広がってきている。
- ・葬儀に対する考え方が変化しており、近年は通夜を行わない一日葬や、参列者を近親者のみで行う家族葬、斎場での式を行わず直接火葬場で葬儀を行う直葬などが増え、多くの方が葬儀に参列する従来の形態の葬儀が減少している。
- ・民間の斎場や火葬場などでは、運営事業者が、地域との交流イベントや、終活セミナーや高齢者を対象としたスマホ講座など、葬儀以外の事業を展開している事例も増えている。

4 葬儀以外での活用について（令和7年度の試行）

（1）区民利用

葬儀の申し込みがほとんどない「友引」の日について、月2回程度の区民利用日を設定し、令和7年度から試行する。

試行の状況を検証しながら、拡大が可能であるかを指定管理者と協議していく。

【詳細】

- ① 時 間 枠 9時～12時、12時30分～14時30分の2ブロック
- ② 対 象 2階式場（約68㎡）、2階洋室（約34㎡）の2室
- ③ 申込方法 直接施設へ電話等で申し込む
- ④ 利用料金 けやきネットによる区民利用施設の利用料金を参考に、指定管理者と調整して決定する。
- ⑤ 料金支払 利用日当日、現地で現金で支払う
- ⑥ 利用団体 けやきネット登録団体

（2）指定管理者の自主事業

区民利用を優先しながら、実施については、指定管理者と協議していく。

5 指定管理者の選定について（令和8年度以降）

現在の指定管理者である（株）JA東京中央セレモニーセンターの指定管理の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間であり、令和7年度には新たな指定管理者の選定を行う。

新たな指定管理者の選定の際においても、葬儀に支障のない範囲で、区民利用及び葬儀以外の目的の自主事業を展開することについて提案を求めていく。こうした事業の展開が可能となることで、区民斎場がより多くの区民の目に触れることになり、運営の質の向上に資することが期待できる。

6 条例改正について

使用目的を区民の葬儀に限定している「世田谷区立区民斎場条例」および同施行規則を一部改正し、葬儀に支障のない範囲において、葬儀以外の目的での区民利用および指定管理者の自主事業が可能になるようにする。

7 区民周知

区のおしらせ3月25日号に掲載

8 今後のスケジュール

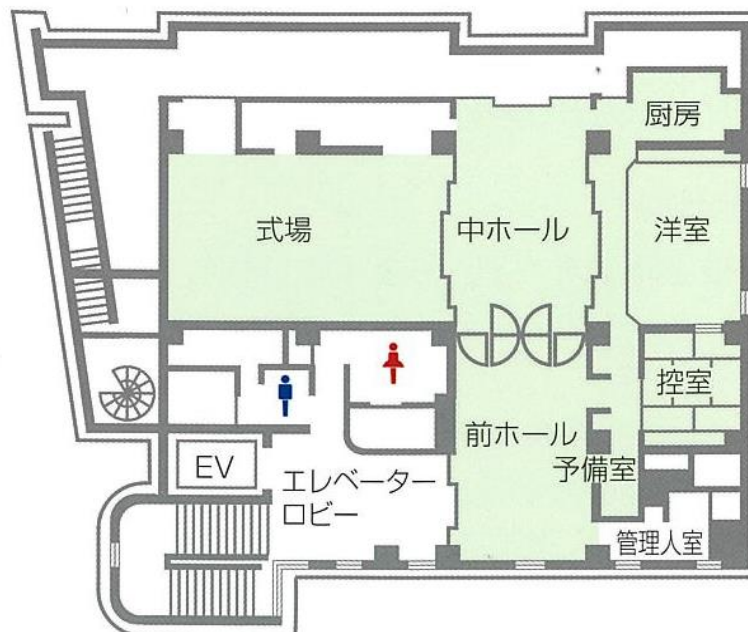
- 令和6年12月～ 指定管理者と基本事項等の調整
- 令和7年 2月 区議会第一回定例会に条例改正の議案提出（区民利用施設の利用料金改定と併せて）
- 3月～ ホームページ、広報紙等で情報公開、利用募集開始
- 令和7年 4月 試行開始

【1階】



- 利用者スペース —————
式場・ホール・洋室・控室・厨房・予備室
- 管理・供用スペース —————
受付・自動販売機

【2階】



- 利用者スペース —————
式場・ホール・洋室・控室・厨房・予備室
- 管理・供用スペース —————
管理人室